台風大雨被害 千葉県の支援 (概要)

災害被害の本格的な復旧・復興にむけた千葉県の支援が一部拡充されました。この支援内容は、被災者や県内市町 村の声を一定程度反映したものです。被災者の要望に応えた柔軟な支援を国と県に引き続き求めましょう。

全市町村で 最大50万円の補助



災害救助法の適用地域、適用外地域ともに、国は応急修理費 上限30万円を支援します。県は、修理費が150万を超えた 場合は、工事費の20%(上限20万円)を独自に上乗せし、 合わせて最大50万円の補助が受けられます。

ただし、市町村に対しても一定の負担を求めるため、それぞ れの自治体がこの制度を実施することが前提です。市町村に急 いで、この制度の活用を迫りましょう。

*全壊(300万円)・大規模半壊(150万円)の住宅は、国の被災者生活再建支援が受けられます。

再建・修繕は 10分の1以下に 農家の負担 復旧時強化・補強にも 最大 500 万円

農業用ハウス、トラクター、畜舎などの撤去・復旧、修繕は、 すでに着工した分も含めて、国の支援があります。県は、ハウス などについて、共済への加入の有無にかかわらず、農家の負担が 10分の1以下になるようにします。共済未加入農家は、加入が



条件とされます。補助対象は事業費 20 万円以上で、災害を機に離農する場合は対象外です。 復旧時にハウスの強化、補強を行う場合、経費の半分(上限500万円)が補助されます。

実質半額

停電・断水などで家畜が死亡し、畜産農家が 新たに牛・豚・鶏を購入する場合、共済給付分 を除く半額程度を補助します。共済への加入の 条件はありません。

農協施設4~6割 共同利用施設|漁協施設5~7割

漁協や農協などの加工、荷捌き、 作業場等の共同利用施設(直営食 堂、直売所、事務所除く) の復旧

・復興費用に国と協調して補助します。国の補助対象とならない漁協施設(直営食堂、直売所等)、 漁具設備、種苗(養殖魚仕入れ)などは、県が10分の5を補助します。

限1000万円

事業再開にむけ、施設の修繕・廃棄、 機械装置、備品などの費用を補助します。 (保険給付分は除く) 事前着工可です。

- ◆国は、医療・介護の一部負担金・利用料を免除します。住居の全半壊、 床上浸水、離農・廃業等が対象。(市町村の実施が前提です)
- ◆「罹災証明書」(建物)又は「被災証明書」(家具など動産)が必要です。

窓口、申請手続きなど詳細 は、千葉県にご確認下さい。 県庁 043-223-2110 (代表)